

福島市復興推進計画

令和 2 年 1 月 15 日
福 島 県 福 島 市

1. 計画の区域 福島市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、本市では震度 6 弱を記録し、甚大な被害を蒙った。また、直後の原子力災害の影響により、8 年以上経過した現段階においても、約 2,500 人の自主避難者がいるなど、放射線への根強い不安は今もなお続いている。産業面においては、企業の生産施設・設備の損壊やサプライチェーンの寸断、電力供給の制約等による生産活動の停滞を余儀なくされた。

さらに、原子力災害による風評被害は、本市のあらゆる産業に深刻な影響を及ぼしている。経済産業省の工業統計調査によれば、本市の製造品出荷額等は平成 22 年時において 6,382 億円であったのに対し、平成 30 年時には 5,717 億円まで減少するなど、地域経済に甚大な被害をもたらしており、復興は未だ道半ばである。

このような状況を踏まえ、本市の中核的産業を担う立地企業の設備投資に関する取り組みを支援することが復興に向けた大きな対策の一つであると捉え、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、中核的産業である窯業・土石製品製造業について、立地企業の設備投資に関する取り組みを支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び

実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容
「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市郷野目に立地する日東紡績株式会社（以下「対象事業者」という。）に対し、次世代通信規格 5G、AI、IoT などの新たなテクノロジー到来に対応するスペシャルガラス溶融炉の新設を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における窯業・土石製品製造業は、平成 30 年工業統計調査における製造業の製造品出荷額等で第 5 位、従業者数で第 6 位を占める中核的な産業である。

本事業は、次世代通信規格 5G、AI、IoT などの新たなテクノロジー到来に伴うグラスファイバーの需要の増加に対応するため、対象事業者において、スペシャルガラス溶融炉を新設することを目的としている。

これにより、プリント配線基板用のガラスクロス生産能力向上に寄与し、一層の技術革新が促されることによる産業発展に寄与するほか、地域企業との取引の活性化、20 人の新規雇用も期待されている。

上記のとおり、対象事業者が実施する事業は、本計画の目標にある「本市の中核的産業を担う立地企業の設備投資に関する取り組みを支援することが復興に向けた大きな対策の一つであると捉え、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社みずほ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者である日東紡績株式会社は、1898年にその前身である郡山絹糸紡績株式会社として操業開始、1918年には本市に福島精練製糸株式会社を設立し、1923年に商号を現在の日東紡績株式会社に変更した老舗企業である。

また、本市の窯業・土石製品製造業を代表する企業の一つであり、グループ全体で本市産業のけん引役として重要な役割を果たしている。

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、中核的産業である窯業・土石製品製造業の発展が見込まれるほか、研究者の意欲向上、一層の技術革新など、産業発展へ重要な役割を果たすことが期待されており、雇用創出についても新規雇用者20人の雇用創出効果が見込まれるものである。

これらの効果により、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、福島市、株式会社みずほ銀行、対象事業者を構成員とする福島市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。